法務少年支援センターによる心理的支援

法務省矯正局少年矯正課 少年鑑別所係

全国共通 相談ダイヤル

0570 - 085 - 085

お近くのセンターに直接つながります。

法務少年支援センター







施設参観の案内など、お近くの センターの最新の情報が得られます。 メールによる相談受付も行っています (一部施設)。

地域援助とは

地域社会における非行及び犯罪の防止に寄与するため

- 少年,保護者その他の者からの相談 = 少年,成人も対象
- 非行及び犯罪の防止に関する機関又は団体からの依頼 に対応

(司法, 教育, 福祉·保健, 医療, 更生保護, 矯正施設)

地域援助の方法

助言

心理的援助

研修及び講演

情報の提供

各種調查

相談に応じる場所

外来相談室(相談棟)

アウトリーチ (例:学校等の相談室への出張等)

相談に応じる職員

- 少年鑑別所に勤務する
- ○心理学の専門職員(法務技官(心理))

10,084

平成30年

○教育学等の専門職員(法務教官)



個別の対象者に関する相談+事例検討会の件数

13.596

11,879 11,527

7,787

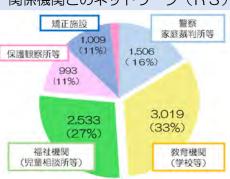
平成29年

5,981

平成28年

令和元年

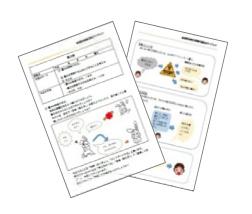
令和2年 令和3年 関係機関とのネットワーク(R3)



利用しやすさの工夫(地域援助専用の設備)







- ・地域援助専用の相談室、相談棟 (一部の庁) の設置
- ・開放的で明るい内装の相談室で, 心理相談,心理検査,心理教育 (ワークブック6種(性,暴力,薬 物, 盗み, 交友, ルール))を実施
- ・施設参観、関係機関の研修等も積 極的に受入

コロナ禍における地域援助





- ・HPによる感染防止策の周知
- ・衝立の設置(アクリル板等)・マスクの着用
- ・消毒・換気の徹底 等



高校生男子 ナ 禍 0 影 中学生女子

響を受け

相

談

休校で時間を持て余す中, ネットゲームにのめり込み、 課金のため金銭持ち出し

休校で在宅時間が増え, 家族間葛藤が顕在化し, 家庭内暴力が激化

○本人にワークブック(窃盗)実施、 ○保護者にケーム依存への対応を

○本人にブレイセラピーやアンガー マネジメント

○保護者にカウンセリングを実施

矯正施設出所者等からの相談事例

非社会的 傾向のある 若年成人



外出・活動が制限され、社 会的孤立を背景に, 情緒が不安定化 再犯の懸念

継続的カウンセリングにより精神 状態の安定を図った

地域援助の コアなニーズ

○非行・犯罪に関する問 題行動のうち、今まさに発 生している事例への対応

○社会性の乏しさと非行・ 犯罪傾向ゆえに社会内で 孤立しがちで、非行・犯罪 の再発リスクの増大が懸念 される事例への対応



法務少年支援センターでは

オンラインでの心理相談を始めます



全国14庁で開始します

法務少年支援センターさつぽろ 011-787-0111 ●法務少年支援センター仙台(ふるじろ心の相談室) 022-286-2322 東京法務少年支援センター(ねりま青少年心理相談室) 03-3550-8802 東京西法務少年支援センター(もくせいの杜心理相談室) 042-500-5295 ● 千葉法務少年支援センター 043-251-4970 ●さいたま法務少年支援センター(非行防止相談室ひいらぎ)048-862-2051 よこはま法務少年支援センター(青少年心理相談室) 045-845-2333 愛知法務少年支援センター 052-721-8439

神戸法務少年支援センター 078-351-0771

★務少年支援センター京都(かもがわ教育相談室) 075-751-7115

●法務少年支援センター高松 087-834-7112

広島法務少年支援センター(非行問題相談室)

■ 法務少年支援センターふくおか

大阪法務少年支援センター

092-541-5288

082-543-5775

072-228-5383

全国共通相談ダイヤル

0570-085-085

お近くの法務少年支援センターに 直接つながります。

利用しやすい相談機関を目指しています

オンライン心理相談の例

□ 個別の心理相談 子育ての悩み、困りごと 学校や職場での対人関係の悩み



□ ワークブックによる心理教育 「暴力」「性」「薬物」「窃盗」「交友」「ルール」

□ 関係機関とのケース会議 問題行動のある子どもについての 見立て, 関わり方への助言など

□ 講演や研修 「思春期の子どもの理解」「子どもの発達」 「少年非行の現状」など

自宅に いながら

実施の際には ヤキュリティ対策を 徹底します

スピーデ ィーに



法務少年支援センター



- お近くのセンターの最新の情報が得られます
- ●メールによる相談受付も行っています (一部施設)

生徒指導提要の改定

第 I 部 生徒指導の基本的な進め方

- 1.1 生徒指導の定義
- 1.2 生徒指導の構造
- 13 生徒指導の方法
- 1.4 生徒指導の基盤
- 1.5 生徒指導の取組上の留意点
- (生徒指導の定義、実践上の視点、生徒指導の連関性 等)
- (2軸3層4類型 (発達支持・課題予防 (課題未然防止・課題早期発見対応)・困難課題対応)等)
- (児童生徒理解、集団指導・個別指導、ガイダンスとカウンセリング、チーム支援等) (教職員集団の同僚性、生徒指導マネジメントサイクル、家庭や地域の参画等)
- (児童生徒の権利の理解、ICTの活用、幼児教育との接続、社会的自立 等)

第2章 生徒指導と教育課程

- 2.1 児童生徒の発達を支える教育課程
- 2.2 教科の指導と生徒指導
- 道徳科を要とした道徳教育における生徒指導
- 2.4 総合的な学習 (探究) の時間における生徒指導
- 2.5 特別活動における生徒指導

チーム学校による生徒指導体制

- 3.1 チーム学校における学校組織
- ける学校組織 (チーム学校、学校組織 等) (生徒指導部・生徒指導主事、学年・校務分掌の横断、教職員の研修、年間指導計画 等) 3.2 生徒指導体制
- 3.3 教育相談体制 (基本的な考え方、活動体制、教育相談の研修、年間計画 等)
- 生徒指導と教育相談が一体となったチーム学校 (生徒指導と教育相談の一体的連携、アセスメント) 3.4
- (学校安全、安全教育等) 3.5 危機管理体制
- 注制度等の運用休制 出度停止措置
- 3.7 学校・家庭・関係機関等との連携・協働 (教育、医療、福祉、司法·警察、家庭、地域、NPO等)

※関係機関の記載にあたっては、児童生徒の触法や福祉支援の際の仕組み・各機関の役割について記載。

第Ⅱ部 個別の課題に関する児童生徒への対応

- ・各章のリード文において、それぞれの章に係る現状や章の概要等について記載。※特定の時点における状況ではなく中長期的な状況につき記載
- ・各章の節構成は、以下の内容を基本として、各章の内容に応じて名称や節・項の構成を検討。
 - 1) 関連法規·基本方針等
- 3) 未然防止・早期発見・対応
- 2) 学校の組織体制と計画
- 4) 関係機関等との連携体制
- 第4章 いじめ 第5章 暴力行為 第6章 少年非行 (喫煙、飲酒、薬物乱用を含む)
 - 第10章 不登校
 - インターネット・携帯電話に関わる問題 第11章
- 第7章 児童虐待 第12章 性に関する課題

多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導※ ※児童生徒の障害や健康問題等の個人的背景や家庭的背景等

法務少年支援センター(少年鑑別所)における児童虐待への対応

※相談は、子どもの問題行動への対処が契機となる場合が多い。

- 1 親又は児童の心理テストや面談等・親に対する心理教育プログラムや児童への心理的支援
- (1)被害児童等への対応
 - ア 被虐待経験を背景に生じている問題行動への対応
 - ※ 問題行動の見立てと、問題行動抑止のための支援・助言等

中学生男子

家財持ち出しについて母親から相談

背景に父親からの暴力

〇本人と面接、心理検査、ワークブック(窃盗)による心理教育

〇保護者と面接, 問題行動の見立ての提示と, 子育ての 悩みに対する助言

(2)保護者等への対応

木護有寺への対応

ア 加害者である保護者等への対応 ※ 心理教育プログラムの実施等



児童の父親

実子への傷害事件を起こした父親に対して、関係機関

★ から再発防止に向けた支援の依頼

<mark>列</mark> ○父親と面接,心理検査,ワークブック(暴力)による心理教育

〇関係機関との意見交換(支援方針の提案, 共有等)

イ 養育等に悩む保護者等への対応

被虐待経験に関する心理的ケア

※ 被害生徒に対する心理的支援等

行為等があり, 児童福祉施設から相談

〇本人にプレイセラピーやカウンセリングの実施

※ 養育不安等についての相談・助言等

中学生の母親

中学生女子

例

体

親子関係や子どもの交友関係についての悩みがあると して相談

被虐待経験を背景に施設内での対人トラブル、自傷

〇施設職員に、被害生徒の理解や関わりについての助言・提案

〇心理検査結果を踏まえた母子並行面接を実施

- 2 児童相談所等の求めに応じたノウハウの提供等
- (1)要保護児童対策地域協議会への参加
 - ○関係機関における連携推進のための議論や意見交換
 - 〇個別事例に対する心理面からの見立て、支援方針の提案等
- (2) 児童相談所等への研修
- 児童相談所職員, 児童養護施設職員への研修(問題行動の 理解や支援等, 法務少年支援センターの対応例の説明等)
- ◈ 県警少年サポートセンター等における

立ち直り支援活動との連携

※対象:補導された少年、保護者・学校などから

相談を受けた少年等

警察

- ・面接による支援目標設定
- ・各種立ち直り支援活動 (例 社会参加体験 (清掃ボランティア等)

対応相談

保護者の 同意書

面接依頼

法務少年支援センター

- ・面接・心理検査等の実施
- ・専門的知見に基づく 指導・助言等
- →コミュニケーション能力や自己肯定感の向上等を図り, 問題行動の改善,立ち直りを目指す
- ※県警と法務少年支援センター(少年鑑別所) 間の協定に基づく連携推進